

各種社会保障制度と損益相殺

金光寛之

目次

はじめに

- 一 普通恩給・退職年金受給権等の逸失利益性
 - 1 従来の最高裁判例
 - 2 普通恩給・退職年金受給権等の逸失利益性に関連する過去の裁判例の比較検討
- 二 損益相殺の客観的範囲と主観的範囲
 - 1 損益相殺の客観的範囲
 - 2 損益相殺の主観的範囲
- 三 各種社会制度と代位規定
- 四 損益相殺の時間的範囲
 - 1 控除説と非控除説、そして現在確定分控除説

- 2 時間的範囲に関する最高裁判決のなぐれ
 - 3 最高裁判例の検討
 - 4 最高裁判平成二十一年十二月十七日判決
 - 5 最高裁判平成二十一年十二月十七日判決と最高裁判平成五年三月二十四日判決の比較検討
- おわりに

はじめに

不法行為の被害者が、その同じ不法行為によって利益を受けた場合に、その利益を控除して損害額を算定することを損益相殺という。民法に規定が存するわけではないが、当然に予定されているものであり、民法七〇九条に規定されている「損害」とは、損益相殺後の損害をいうと考えられる。^①

損益相殺が当然のこととはいえ、不法行為によって被害者に生ずる利益にはいろいろなものがあり（とくに交通事故被害者は、各種の金銭給付を受けることがある）、それが控除されるべきものかどうかが問題となる。一般的には、当該交通事故等の不法行為と相当因果関係にあるもの（利益）が控除されると解されているが、何が相当因果関係にあるものかの判断はそれほど容易ではない。

また、特に不法行為による損害賠償実務において実務家を悩ませてきたと思われる困難な問題は、被害者が社会補償法などに基づく各種年金の受給権者ないし将来受給し得るであろう受給利益権保有者であった場合、その受給権・受給利益の喪失をもって逸失利益とみるべきか（年金受給権の喪失の逸失利益性）、また相続人に対し、遺族年金等の給

付決定がなされている場合、将来の年金給付額の現価を損害賠償債権から控除すべきか否か（遺族年金の損害填補性とその範囲）の点にあった。⁽²⁾

このことについては、損益相殺と同様に損害の重複填補を防ぐ目的のための概念として、「代位」という概念がある。「代位」とは、第三者から被害者に何らかの給付がなされた場合に、被害者の権利を第三者に移転させることにより第三者に加害者に対する請求権を取得する方法である。この請求権は、一般的には求償権と呼ばれている。これは、給付を支払ったことによって損失を被った第三者、給付を支払ったことによって損失を被った第三者、給付を得たことによって損害賠償の二重の利益が問題となる被害者及び加害者の三者の利益を一度に調整する趣旨で設けられた制度である。賠償者の代位（民法四二二条）、保険代位（保険法二五条）、各種社会保険給付等に関する法定代位、保険約款に基づく代位はすべてこの制度である。⁽³⁾

そして、損害賠償請求権が移転した結果において被害者はその金額の限度内で損害賠償請求権を失うこととなり、損益相殺と同様の効果が生ずることとなる。⁽⁴⁾

そこで本稿では、まず第一に普通恩給・退職年金受給権等の逸失利益性について第二に損益相殺の客観的範囲と主観的範囲、第三に各種社会制度の代位の規定と年金受給権の喪失の逸失利益性と損益相殺の範囲、とくに時間的範囲について過去の最高裁判決を中心に論じてみたい。

一 普通恩給・退職年金受給権等の逸失利益性

1 従来¹⁾の最高裁判例

地方公務員等共済組合法、国家公務員共済組合法に基づく退職年金制度は恩給法における恩給に代わるものであるが、普通恩給に関して①最高裁昭和四十一年四月七日判決(民集二〇卷四号四九九頁)は、「恩給権者に対し、損失補償ないし生活保障を与えることを目的とし、かつ同人の収入に生計を依存する家族との関係でも同一機能を営む」ため、受給権喪失損害は財産的損害賠償債権として相続により承継されるとした。

また逸失利益そのものが争点となった②最高裁昭和五十九年十月九日判決(判時一一四〇号七十八頁)は、相続により取得される旨を積極的に判示した。

同様に地方公務員等共済組合法に基づく退職年金に関する③最高裁昭和五十年十月二十一日判決(判時七九九号三十九頁)は「生活保障のみならず損失補償の性格を有する」として相続による取得を認めた原判決を是認した。これに引き続き国家公務員共済組合法の退職年金について④最高裁昭和五十年十月二十四日判決(民集二十九卷九号一三七九頁)も当該公務員が退職年金給付等の損害賠償債権を取得し「その相続人が相続分に応じて相続する」として、賠償性・相続制を認めている。

そして⑤最高裁平成五年三月二十四日判決(民集四十七卷四号三〇三九頁)は、次のような事実に対して以下のような判断をくだした。すなわち車にはねられて死亡したAの相続人Xらは、Yに対してAが平均寿命まで生存していれば支給されたであろう退職共済年金(昭和六十年改正前の地方公務員等共済組合法の規定に基づくもの)の現在価値額等の

賠償を求めた。最高裁平成五年三月二十四日判決の争点は、①退職年金受給者が死亡した場合の被害者の相続人の賠償範囲と②被害者または相続人が取得した債権につき損益相殺的な調整が許される範囲であったが、①について最高裁はなんら実質的な論拠は示していないが、地方公務員等共済組合法の退職年金の喪失を逸失利益として認めている。

2 普通恩給・退職年金受給権等の逸失利益性に関連する過去の裁判例の比較検討

元来恩給の本質に関して、公務員の退職または死亡後、本人または遺族に対しその生計を維持・扶助（保障）するための給付と解する立場（生活保障説）では、死亡により本人の生活保障の必要性は失われ支給目的は終了する（遺族には別途扶助料がある）から、逸失利益性・相続性は否定される。

他方、恩給をもって公務員の勤務の特殊性に基づく能力の減損、あるいは相当年月の勤務・公務上の傷病で喪失した経済上の取得能力の填補を目的とする⁵⁾と解する説（損失保障説）にあたっては、受給権喪失は財産的損害として逸失性、相続性が肯定される。

最高裁平成五年判決以前の最高裁判決は、いずれも普通恩給・退職年金等につき右両性格の折衷的ないし併有説的見解に立って損失保障的要素の混在に着目したため、受給権喪失の財産制・相続性を承認し得たと考えられ、その論拠ゆえに下級審への指針的役割を果たしてきたと思われる。

しかしながら、最高裁平成五年判決では、損失保障性に関する説明が消え、かえって退職年金・遺族年金は「本人及びその退職又は死亡の当時のその者が直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とする地方公務員法所定の退職年金に関する制度に基づく給付」である点を指摘した。これを率直に読めば、退職年金は「一定の生活水準を維持し得るために給付される生活保障と理解すべきもの（藤島昭裁判官反対意見）」になりそうであ

る。ところが、最高裁平成五年判決(法廷意見)の右制度論は、地方公務員法四十三条二項の文言そのままの、しかも退職年金と遺族年金の同質性指摘のための引用にすぎず、従来からの最高裁判決の同条項下で損失補償的性格を肯定していたため、最高裁平成五年判決が従前の最高裁判決の理解を変更したとは速断したとはできないと考えられる⁽⁶⁾。以上のことから各最高裁判決は、普通恩給・退職年金等の受給権喪失の財産制・相続性を承認し得たと考えられ、その論拠は下級審への指針的役割を果たして得て来たと思われ、このことについて異論はない。

二 損益相殺の客観的範囲と主観的範囲

1 損益相殺の客観的範囲

被害者が受けた給付を損害額から控除できるのは、利益と損害との間に「同質性」が存在する場合であるから、被害者と不法行為と同一の原因により給付を受けた場合にも、その給付の性質・目的によって控除すべき損害の項目が制限されることになる。

具体的に言えば労災保険の休業(補償)給付・障害(補償)給付は慰謝料から控除できず、さらに、休業損害や逸失利益といった消極損害(狭義の逸失利益)から控除することができるのみで、積極損害からは控除できない⁽⁸⁾。厚生年金保険における障害年金についても同様である。

他方、休業損害と逸失利益については、消極損害(広義の逸失利益)としてこれを同一の損害項目とみることができ、休業(補償)給付や障害年金は、いずれからも控除することができる⁽⁹⁾。また、遺族年金についても年金逸失利益のみから控除されるのではなく、稼働収入の逸失利益も含めた逸失利益全体から控除できる⁽¹⁰⁾。

これに対して積極損害の扱いに関しては、いまだ実務の扱いは統一されていない。たとえば、健康保険による療養給付・療養費についてはこれを治療費から控除できるか、さらには通院交通費等から控除できるかという点については判例でも結論がわかれている¹¹⁾。

2 損益相殺の主観的範囲

被害者が事故により死亡して、相続人が複数（たとえば妻と父母等）いるような場合、相続人の一部のみが損益相殺の対象となる給付を受けた場合（たとえば遺族年金の給付を受けた場合）、控除が損害賠償全額からなされるのか、それとも給付を受けた者の取得した損害額のみ控除されるのか、という問題も存する。

判例は、遺族年金について、受給権者の損害額からのみ控除を認めており¹²⁾、実務では他の給付についても同様に控除の対象者（主観的範囲）は限定的にとらえられている¹³⁾。

三 各種社会制度と代位規定

損害賠償の算定において、一般的にどのような利益が損益相殺として損害から控除されるべきかについては、伝統的には因果関係のある範囲の利益とされており、さらに「公平」の理念から判断せざるを得ないとか、給付型の場合には、実質的に「損害のてん補」としての性質を有するか否かで判断する。すなわち損害と給付の同質性ともいわれる。また社会保険給付のうち、代位の規定が置かれているものについては、損害額から控除されるのは当然であるとされている¹⁴⁾。

たとえば、代位の規定に基づき控除を認めているものとして以下の制度がある。すなわち、①自賠責保険会社によ

る損害賠償額の支払は、被害者請求が責任保険であり、運行供用者の他、運転者も保険契約とされているため、特別な場合を除き、自賠責保険からそれらの者に対する求償は規定されておらず、損益相殺に当たる。政府保障は、無保険者に対しての求償を認める規定(自賠法七六条一項)であり、代位の規定である。②労働者災害補償保険法による遺族(補償)年金、遺族(補償)一時金、遺族(補償)年金前払一時金については、そして第三者行為災害に関する保険給付の場合は、労働基準法八四条二項の類推適用、労働災害補償保険法六四条による調整である。¹⁶③厚生年金保険法による遺族厚生年金に関して、第三者行為災害については代位(厚生年金保険法四〇条)であり、使用者行為災害については損益相殺である。

しかしながら、代位の規定がなくても、あるいは代位の規定が適用されなくても、逸失利益の構成如何によって、損害のてん補とするのが衡平とされている社会保険給付もある。¹⁷国民年金法による遺族基礎年金、厚生年金保険法による遺族厚生年金については、受給者が死亡した場合、遺族に対しては遺族年金が支払われても、加害者に対する代位・求償は行われないが、支給分もついても控除が認められている。

社会保障の制度は、主に拠出制の社会保険方式で運営されているものが多い。日本では、労働保険(労災保険・雇用保険)や年金保険(国民年金・厚生年金・共済年金)及び医療保険(健康保険・国民健康保険)が、いずれも拠出制の社会保険であるとされている。また、拠出制のものとして生活保護の制度がある。

第三者行為事故(災害・交通事故等)により各種社会保険給付を行った保険者(政府、組合など)は、給付の限度で被害者に代位して第三者(加害者)に損害賠償請求が可能である(法的性質は、求償権請求権である)旨がそれぞれの立法

で規定され、損害賠償との調整がなされている。⁽¹⁸⁾

これらの規定は、保険給付を損害の填補とみて、代位（求償）制による調整を採用したものである。したがって保険給付分については、被害者の損害から控除すべきことになる。これに対して非拠出制の生活保護法と雇用保険法には、代位の規定がなく、控除しないものとされている。⁽¹⁹⁾ 上記の通り前記法律による社会保険給付のうち代位の規定が置かれているものについては、損害額から控除されるのは当然とされている。⁽²⁰⁾

四 損益相殺の時間的範囲

前述のように、被害者が受給していた社会保障的な年金の逸失利益性を認めた場合に損益相殺として控除すべき範囲は、①代位の規定の文言から既払分のみとなるか②将来分も対象となるかが問題となる。⁽²¹⁾ 損益相殺の時間範囲の問題である。

1 控除説と非控除説、そして現在確定分控除説

控除説は、将来受けるべき年金給付（未給付分）を確実なものとして、全額損害賠償額から控除する。この場合、年金を現在価格に引きなおして算定する。

これに対して非控除説は、既に給付された年金分については控除するが、また給付されていない年金分については、たとえ将来の給付が確定的なものであっても、不確実なものとして控除しない。

この結果、控除説によれば、加害者は支払額が減るので、不当に利得をし、非控除説によれば被害者は、二重に受け取ることになるのでやはり不当に利得することになる。もっとも、控除説は求償（代位制）を行うことにより、ま

た非控除説は年金の支給を停止することにより、それぞれ不当な結果を回避することができる。⁽²²⁾

ところで現在の制度上、これらの回避措置が実際に機能しているかどうかもう一つの重要な課題である。

まず求償措置であるが、現行の各種社会保険は代位(求償)規定を持つ。しかしながら、給付の度に求償していたのではその手間が膨大なものとなり、コストの面で完全な実施は不可能であろう。このため、労災の実務では、消滅時効の関係もあつて事故発生後、三年間しか求償は行われない。⁽²³⁾ また厚生年金の実務では、その困難性のゆえまったく実施されていないようである。⁽²⁴⁾

次に、支給停止(免責)の措置であるが、これも現行制度上、代位の規定と並んで規定されている。⁽²⁵⁾ しかしながら、労災の実務では停止期間が最長三年間とされ、また厚生年金の実務では、三年間(最長)の支給停止にとどめられている。以後は自動的に給付が再開され、二重利得を容認した格好である。⁽²⁶⁾

さらに遺族年金調整の時間的範囲は、「現実履行分のほかに、これと同視し得る程度に存続・履行が確実ということができる場合」にまで拡張され、かつこれらに限られるとした(現在確定分控除説)。「履行」は給付義務者(が誰か)により、「存続」は受給権者の事情(死亡・婚姻など受給権喪失事由の存否)により、「確実性」の判断はおのずと定まるため、給付義務者が政府や共済組合で受給権者に喪失事由がなければ、当該時点で当月分までの受給が確定する。

2 時間的範囲に関する最高裁判決のなぐれ

調整規定をめぐって将来給付分に関する控除説と非控除説が対立し、最高裁は労災保険、厚生年金に関して非控除説を採ってきた。

まず労災保険の休業補償費に関して①最高裁昭和四十六年十二月二日判決(判時六五六号九〇頁)は、原審である福

岡高裁昭和四十六年六月二十一日判決（判時六五三号二二頁）における次の解釈判断により非控除説を正当とした。すなわち、「労災保険法十二条の四は損害賠償責任と労災補償責任との相互の補完関係、同一事由による損害の二重填補排除の趣旨であり、したがって現実に保険金給付して損害填補した時にのみ代位取得される」。

次いで労災保険の長期傷病補償金、厚生年金の障害年金に関して②最高裁昭和五十二年五月二十七日判決（民集三二卷二四二七頁）も相互補完関係を前提に、「損害賠償請求権が国に移転し受給権者がこれを失うのは、政府が現実に保険金を給付して損害を填補しときに限られる」として積極的に非控除説を採用した。

さらに同補償金・障害年金に関して最高裁昭和五十二年十月二十五日判決（民集三二卷六号八三六頁）は使用者行為災害事案について、また最高裁昭和五十二年十二月二十二日判決（民集一二三二号五五九頁）は被害者死亡事案について、それぞれ初の最高裁判決として同様の判断を示した。

そして遺族救済年金を賠償額から控除できるか、できるとしたらその範囲は既受領分のみか将来分に及ぶかが争点であった最高裁平成五年三月二十四日判決（民集四十七卷四号三〇三九頁）は、「被害者側が不法行為によって損害を被ると同時に、同一の原因によって利益を受けた場合には、損害と利益との間に同質性がある限り、公平の見地から、その利益額を被害者が加害者に対して賠償を求める損害額から控除することによって損益相殺的な調整を図る必要がある」が履行の不確実性を伴うことを理由として「不法行為と同一の原因によって被害者又はその相続人が第三者に對する債権を取得した場合には、当該債権を取得したということだけから右の損益相殺的な調整をすることは原則として許されない」、「被害者又はその相続人が取得した債権につき、損益相殺的な調整を図ることが許されるのは、当該債権が現実に履行された場合又はこれと同視し得る程度のその存続および履行が確実である場合に限られる」とし

た。

その後の最高裁平成十一年十月二十二日判決（民集五十三卷七号一二二一頁）においては「遺族年金をもって損益相殺的な調整を図ることのできる損害は、財産的損害のうち逸失利益に限られるものであって、支給を受けることが確定した遺族年金の額がこれを上回る場合であっても、当該超過分を他の財産的損害や精神的損害との関係でこれを控除することができない」とした。

さらに最高裁平成十六年十二月二十日判決（判タ一一七三号一五五頁）においては、「不法行為により死亡した被害者の相続人が、その死亡を原因として遺族厚生年金の受給権を死亡したときは、被害者が支給を受けるべき障害基礎年金用に係る逸失利益だけでなく、給与収入等を含めた逸失利益全般との関係で、支給を受けることが確定した遺族厚生年金を控除すべきものと解するのが相当である」と判示した。そして最高裁平成二十二年九月十三日判決は前述の最高裁平成五年判決を引用した上で支給を受けることが確定した遺族年金を控除するものとした。

3 最高裁判例の検討

健康保険法、国民健康保険法、国会公務員共済組合法、厚生年金保険法、国民年金法、労働者災害補償保険法等から第三者行為災害ないし、その遺族に、休業補償、遺族年金補償等の保険給付が行われた場合に代位の規定が適用される時は、この給付が填補にあたりとみないと、加害者は代位者と被害者に双方から二重に請求されることになる²⁷。で、損害の填補にあたり、控除がなされることになる。

しかし、代位の規定がない場合にも、逸失利益構成のいかんによって損害を填補とするのが衡平と考えられる場合がある。すでに大審院昭和三年三月十日判決（民集七卷一五二頁）が死亡した被害者の妻が受給する遺族年金を損益相

殺による控除を必要とし、その後、最高裁昭和四十一年四月七日判決（民集二〇巻四号四九九頁）も遺族年金恩給受給権者の相続人が受給した遺族扶助料は、恩給受益利益の喪失による損害賠償請求権を相続したとして、遺族が行った損害賠償請求について衡平の理念から控除が必要と認めている。

保険給付が年金方式の場合、将来給付分につき逸失利益との間に調整を要するかが問題になる。調整しないときは「累積制」として給付と賠償の重複填補容認となり、調整するときは、賠償責任額から将来給付分を差し引く「控除制」か、賠償請求権が給付者（給付義務者）に移転する「償還性（代位性）」になる。

地方公務員等共済組合法五〇条一項は給付先行の場合その限度で給付者が損害賠償請求権を取得し、同二項は賠償先行の場合給付義務者に支給停止の裁量権（裁量免責）⁽²⁸⁾を認める。

上記の調整規定をめぐって将来給付分に関する控除節・非控除節が対立し、前述の通り最高裁判決は労災保険、厚生年金に関しては非控除説をとってきた。

最高裁昭和五十二年五月二十七日判決までは、受給したことにより給付が損害の填補と認められるものについては控除すべきとして、控除は「受領した」給付に限るとされてきた⁽²⁹⁾。しかしながら、最高裁平成五年判決において地方公務員等共済組合法に基づく退職年金の受給者（夫）が不法行為により死亡し、その相続人（妻）が遺族年金を受給した事案で多数意見は、「遺族年金の支給を受けるべき者につき、支給を受けることが確定した遺族年金の額の限度で、その者が加害者に対して求め得る損害額からこれを控除すべきものであるが、いまだ支給を受けることが確定していない遺族年金の額についてまで損害額から控除することを要しないと解するのが相当である」として、原審口頭弁論終結の月の支給決定額まで控除した。

その理由として①損益相殺的な調整は、被害者またはその相続人の受ける利益によって被害者に生じた損害が現実
に填補されたということができる範囲に限られるべきこと、②不法行為と同一の原因によって被害者またはその相続
人が第三者に対する債権を取得しても、その存続自体について不確実性を伴うものであるような場合には、当該債権
を取得したというだけで被害者に生じた損害が現実に補填されたものということができないこと、③従って損益相殺
的調整を図ることが許されるのは、当該債権が現実に履行された場合またはこれと同視しうる程度にその存続が確実
であるということができる場合に限られるとし、本件で共済組合の履行の不確実性を問題とする余地はないが、遺族
年金を受給しても、その者の婚姻あるいは死亡によって受給権の喪失が予定されているので、支給が確定していない
遺族年金は、右にいう程度に存続が確実であるということとはできないとしたものである。

これに対して対局的に立つ反対意見がある。①藤島裁判官の反対意見は、退職年金の逸失利益性を否定し、被害者
に稼働能力が存すると認められる場合には賃金センサスを等を用いて算定すべきであるとするものである。多数意見
は、退職年金と遺族年金の「同質性」を認めしたが、藤島裁判官の意見は退職年金と遺族年金の生活保障的機能から、
遺族年金が退職年金の代替的な役割を果たすものとみる。特に遺族年金が退職年金の四分の三(本件当時は二分の一)
であることから、遺族の保護にかけるものでないとする。②園部、佐藤、木崎の三裁判官は、退職年金の逸失性を肯
定するだけでなく、退職年金は退職者の最低限の稼働能力を表象するにすぎないことから、既支給遺族年金分も控除
すべきでないとの見解であり、③味村裁判官は、退職年金の逸失利益性が肯定するが、被害者の平均余命年数の間に
相続人が受ける遺族年金を控除すべきとするもの、従って将来分も控除すべきであるとの見解である。

以上のような反対意見があったが、最高裁平成五年判決より最高裁は現在確定控除説の立場をとった。この時より

最高裁平成五年判決の射程は、年金給付の不確実性を理由に政府保障事業にも及ぶものと解されていた。しかしながら、次にあげる最高裁平成二十一年十二月十七日判決が最高裁平成五年判決と異なる結論くだした。

4 最高裁平成二十一年十二月十七日判決

最高裁平成二十一年十二月十七日判決（以下平成二十一年判決と略称する）は、被害者が国に対して自賠法七十三条一項前段に基づく損害の填補を請求した事案である。最高裁は、「自賠法その他の関係法令には年金の将来の給付分が二重に支給されることを防止するための調整が設けられていない」と述べた上で、「被害者が他法令給付に当たる年金の受給権を有する場合において、政府が自賠法七十二条一項により填補する損害額は支給を受けることが確定した年金の額を控除するのではなく、当該受給権に基づき被害者が支給を受けることになる将来の給付分も含めた年金の額を控除してこれを算定すべきである」と判示した。

5 最高裁平成二十一年十二月十七日判決と最高裁平成五年三月二十四日判決の比較検討

最高裁平成五年判決は、共済組合制度の退職年金相当額の損害賠償から遺族年金の将来分の控除が認められるかが問題となった事案であり、その法廷意見は支給を受けることが確定した年金額を除いてその控除を認めなかった。平成二十一年判決の第一審および原審は明示的には最高裁平成五年判決には触れないものの、結論では同判決に沿った判断をしていたように思われる。また学説の中にも年金給付の不確実性を理由に、その射程は政府補償事業にも及ぶと解するものも存在していた。³⁰このような展開の中で平成二十一年判決は、最高裁平成五年は平成二十一年判決の先例ではなく、射程外であることを示した。

最高裁平成五年判決は、退職年金と遺族年金が目的および機能において同質性を有することを前提に遺族年金の履

行の不確実性は問題とすべき余地はないが、存続については婚姻や死亡などによる遺族年金の受給権の喪失が予定されているのであるから、確実であるということはできないとした。年金支給に関して最高裁平成五年判決が「確実である」ということはできない」とするのに対して平成二十一年判決は「ほぼ確実である」としており、対照的である。

まず平成二十一年判決の判旨が述べる「ほぼ確実」とは、「履行の確実性ではなく、存続の確実性を指していると思われる。最高裁平成五年判決は、履行が確実の確実性を根拠づける理由に共済組合が債務者であることを挙げており、履行の確実性を債務者が誰かに関わる問題として捉えているところ、平成二十一年判決は政府が労災保険の保険者である旨を定めた労災保険法二条を引用していないからである。

判旨は、こうした意味での存続の確実性につき支給が行われなくなる例として、補償が必要なくなる場合と、再発のため同額の傷病年金が代わりに支給される場合とを列挙する。前者の場合は、補償の必要性の消滅以降は損害が生じておらず、後者の場合にはほぼ同額の傷病年金によって損害が填補されると言い得る。判旨は支給が行われなくなる例として「政府補償事業による損害の填補が不要な場面」を列挙したわけである。

これに対して最高裁平成五年判決は、存続の確実性に関して受給権の喪失事由である婚姻や死亡の場合を列挙する。婚姻は遺族年金固有の受給消滅事由である（厚生年金保険法六十三条一項二号、国民年金法四十条一項二号）ため、障害年金が問題である本件とは無関係である。しかし、死亡は障害年金の受給権消滅事由でもある（厚生年金保険法五十三条一項、国民年金法三十五条一項等）。それにもかかわらず平成二十一年判決は、明示的にはこのことをとりあげていない。平成二十一年判決は、最高裁平成五年判決との関係を問題視するものの、同判決が債権の存続の確実性を判断する要素として列挙した「死亡」について、明示的な検討をせずに債権の存続の確実性を認めたのである。³¹⁾

結局のところ平成五年判決と平成二十一年判決は、いずれも交通事故にあった被害者（側）からの金員の請求に対して、将来の年金分を控除できるか否かという問題を扱っているため、似たような事例であると考えられる。しかしながら、平成五年判決と平成二十一年判決とでは被害者（側）が依拠する請求権の法的根拠が異なる。このことが平成五年判決と平成二十一年判決との大きな違いである。すなわち、平成五年判決は、不法行為に基づく損害賠償請求権であるのに対して、平成二十一年判決は、自賠法に基づく政府保障事業請求権である。損害賠償請求権の場合、損害と利益の同質性が認められれば損益相殺ないし損益相殺的調整の法理が働き得るが、政府保障事業請求権の場合は、損害賠償請求権ではないので損害との同一性の問題とならないため、同法理は働かない。

おわりに

ここでは簡単に論点を整理して結びとしたい。

1 各種社会制度において、代位の規定があるものについては、代位の規定に基づき控除が行われる。損益相殺と代位は、その考え方においては異なるものであるが、両者を厳密に区別することは必ずしも容易ではなく、実務上は、「損益相殺的調整」として論じられることが多い。⁽³²⁾

この損益相殺的調整は、前述の最高裁平成五年判決において「被害者が不法行為によって損害を被ると同時に、同一の原因によって利益を受ける場合には、損害と利益との間に同質性がある限り、公平の見地から、その利益の額を被害者が加害者に対して賠償を求め損害額から控除することによって損益相殺的調整を図る必要がある」と述べられている。

裁判例では損益相殺的な調整という言葉を用いるケースが見受けられるが、実質的には損益相殺と相違はないと思われる。

そこで代位と損益相殺（損益相殺的な調整）の関係について考えてみると、前述の通り代位の規定が存在するものについては代位の規定に基づいて控除が行われることについては全く問題はないと思われる。代位の規定がない場合にかなる対応するかが問題であるが、この点については最高裁平成五年判決と最高裁平成二十一年判決において一応の結論は出たように思われる。ただし平成二十一年判決における政府保障事業請求権の場合は損害賠償請求権ではないので損害の同一性の問題でとらないため、損益相殺の法理は働かないという判断には疑問が残る。たしかに政府保障事業請求権の場合は損害賠償請求権ではないので損益相殺の問題ではないかもしれない。ところが、実質的には損益相殺の問題と扱ってよいのではないかと思われる。この問題について最高裁判決により一応の指針がはっきりとされ、さらなる判例の集積を待ちたいとの意見も存在するが、各社会給付に応じてその対応が異なるのではないわゆる法的安定性に欠けると考えられる。また判例の集積には相当の時間が必要であると考えられるので各社会給付についての法律に代位等に関する規定を設けるようにすべきであると思われる。そうすることにより代位の規定に基づき「公平の見地」から控除が行われると思われる。

2 賠償すべき金額が決定されるに当たって過失相殺がなされる場合に、これと弁済や損益相殺による控除のいずれを先に行うべきかも問題である。いずれを先に行うかによって認容額が異なってくるからである。この点について弁済や自賠償制度における損害賠償額の支払（自賠法十六条）に関しては、過失相殺がなされた後の金額から弁済等を控除する。すなわち過失相殺が優先される。

これに対して各種社会保険給付に関しては過失相殺と損益相殺のいずれを先に行うかについては議論のあるところである。保険金の支払と代位に関しては、単に先後関係という問題に止まらないと思われ、大きな問題である。⁽³³⁾ このことについては稿をあらためることにする。

註

- (1) 平野裕之著『民法総合六 不法行為法〔第三版〕』（信山社二〇一三年）四一三頁、澤井裕「損益相殺」関西大学法学論集八卷三号二八一頁、北河隆之「損益相殺に関する現代的課題」損害保険研究五六卷四号七〇頁等
- (2) 藤田良昭「遺族年金控除の要否とその範囲」判タ八二五号五九頁
- (3) 水野有子「損害賠償における第三者からの給付を原因とする控除」判タ八六五号五頁
- (4) 損益相殺と代位は、その考え方においては異なるものであるが、両者を厳密に区別することは必ずしも容易ではなく、実務上は、代位が生ずる場合も含めて「損益相殺的調整」問題として論じられることが多い。
（水津正臣・藤村和夫・堀切忠和編著『実務家のための交通事故の責任と損害賠償』（三協法規出版二〇一一年）二二三頁・水野・前掲五頁）
- (5) 永田典雄「各種年金等の受給権喪失と逸失利益」判タ七四四号三六頁
- (6) 藤田・前掲六〇頁
- (7) 最高裁昭和五十八年四月十九日判決・民集三七卷三号三二一頁
- (8) 最高裁昭和六十二年七月一〇日判決・民集四卷五号一二〇二頁
- (9) 水津他・前掲書二四一頁
- (10) 最高裁平成十六年十二月二〇日判決・判タ一一七三号一五五頁
- (11) 水津他・前掲書二四一頁

各種社会保障制度と損益相殺（金光）

- (12) 最高裁昭和五〇年十月二四日判決・民集二九卷九号一三七九頁、最高裁平成十六年十二月二〇日判決・判タ一一七三号一五五頁
- (13) 水津他・前掲書二四一頁
- (14) 北河隆之「損益相殺に関する現代的諸問題」損害保険研究五六卷四号八七頁
- (15) 最高裁平成十六年十二月二〇日判決・判タ一一七三号一五五頁
- (16) 最高裁昭和五十二年十月二五日判決・民集三十一卷六号八三六頁
- (17) 遺族年金については大審院昭和三年三月一〇日判決・民集七卷三号一五二頁において、遺族年金恩給受給権のある相続人が受給した遺族扶助料については最高裁昭和四十一年四月七日判決・民集二〇卷四号四九九頁においてそのような判断がくだされた。
- (18) 労働者災害保険法一二条の四、国民年金法二二条、厚生年金保険法四〇条等
- (19) 代位の規定の有無だけで控除の有無が決まるのではなく、あくまで、当該給付が実質的な「損害の填補」に当たるかかどうかである。非拠出制のものであっても理論的には、控除という考え方もとりうる。
- (20) 北河・前掲八七頁
- (21) 将来分の控除を認めた事案の多くは、被害者があらかじめ将来分を控除した差額のみを請求し、裁判所の判断で将来分の控除を判断したものではない。
- (22) このように「代位制」では被害者が必要な損害の填補を受けるとともに加害者は本来の賠償額を支払うべきこととなり、どちらにしても不当利益が生じないので最も合理的だと考えられている。
(吉川吉衛「重複てん補調整の根拠と範囲」損害保険研究四二卷二号八二頁)
- (23) 昭和四十一年六月一七日基発六一〇号労働省労働基準局長通達
- (24) 森茂雄・加藤厚「各種年金と損益相殺の実務」(『交通事故賠償の法理と紛争処理—交通事故処理センター創立二〇周年記念論文集(上)』(ぎょうせい一九九四年)二〇五頁)

- (25) 労災保険法一二条の四、国民年金法二二条等
- (26) 前掲通達昭和四十一年六月一七日、また厚生年金の実務では、最長二年間の支給停止にとどめられている。
- (27) 損害賠償算定基準研究会編『注解交通損害賠償算定基準改訂版・実務上の争点と理論(上)』(改訂版) (ぎょうせい 一九九四年) 二七八頁
- (28) 同旨、地方公務員等共済組合法四八条、厚生年金法四〇条等
- (29) 最高裁昭和五十二年五月二七日判決によって非控除説に固まっていたのではなく、適切な事案がなかったため最高裁平成五年三月二四日判決に至るまで残された検討課題であったとされている。
- (30) 伊藤文夫「政府の自動車損害賠償保障事業」塩崎勤・園部秀穂編『新・裁判実務大系(五) 交通損害訴訟法』(青林書院 二〇〇三年) 三五二頁
- (31) 島村暁代「自動車損害賠償保障法上の政府保障事業による損害のてん補と労災保険の年金給付との調整」季刊社会保障研究 四六卷二号一八二頁
- (32) 損益相殺としての根拠を「損益相殺」「衡平の理念」「損益相殺的調整」というのは、いずれも同趣旨であると思われる。
(滝澤孝臣「最高裁判所判例解説民事編平成五年度四七八頁参照」)
- (33) 八木一洋・佐久間邦夫編『交通損害関係訴訟【補訂版】五』(青林書院二〇一四年) 一〇四頁。

追記 本稿は、平成二十一年度高崎経済大学特別研究助成金の助成を受けた研究の一部である。